

第2次
始良市教育振興基本計画
～ 古から未来への架け橋 ～



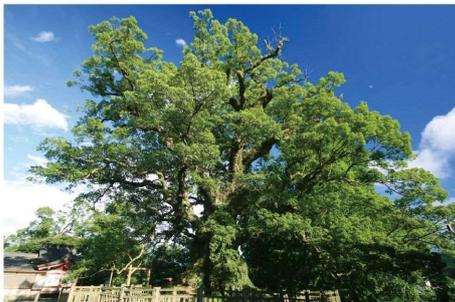
始良市教育委員会

始良市民憲章

わが始良市は、鹿児島県の中央に位置し、風光明媚な環境に恵まれ、悠久の歴史を刻みつつ、さらに躍動するまちを目指しています。

わたしたちは、先人の郷土愛を受け継ぎ、始良市民であることに誇りと自覚を持ち、平和な魅力あるまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

- 一 わたしたち始良市民は、決まりを守り、安全で安心な住みよいまちをつくります。
- 一 わたしたち始良市民は、ともに支え合い、思いやりのあるまちをつくります。
- 一 わたしたち始良市民は、健やかな心身を培い、生きがいを育むまちをつくります。
- 一 わたしたち始良市民は、学ぶ喜びを分かち合い、豊かな教育と文化のまちをつくります。
- 一 わたしたち始良市民は、明るく健全な子どもたちを育み、活力あるまちをつくります。



「くすの木」

【市の木】

(楠、学名：Cinnamomum camphora)

本市には、国特別天然記念物「日本一の巨樹蒲生の大クス」をはじめ、立派なくすの木が数多く存在します。くすの木が、ぐんぐん伸びて大きく育つ様子に始良市を重ね、大きく育ち栄えていく意味も込められています。

「やまざくら」

【市の花】

(山桜、学名：Prunus jamasakura)

やまざくらは、バラ科サクラ属の落葉高木。日本の野生の桜の代表的な種で、和歌にも数多く詠まれています。市内の公園などにも多く植えられており、市民に親しまれています。



「つつじ」

【市の花】

(躑躅、学名：Rhododendron)

つつじは、古くから園芸品種として交配され、美しい品種がたくさん生まれています。いわつつじをはじめ、市内全域に昔から自生しており、身近で愛されている花です。

はじめに

始良市は、歴史的・文化的な資産を引き継ぎながら、新たな未来に向かって、「可能性全開！夢と希望をはぐくむ まちづくり～ひとりひとりが主役 住みよい県央都市 あいら～」をまちづくりの基本理念とし、様々な分野で具体的な取組が進められています。

本市は、県内でも交通の要所にあり、古き時代から人や物の交流の盛んな所で、また、県内一を誇る文化財の宝庫でもあり、古く縄文時代草創期にまで遡った遺跡も発見されています。私たちの祖先は、この地で生活を始め、悠久の歴史を刻みながら、この地に高い文化的な伝統と豊かな教育風土を培ってきました。また、中世末においては、この地を拠点に島津義弘公が活躍し、幕末から明治期にかけての郷中教育が息づく、凜とした文化と風土を築いてきたまちです。

これらの精神文化は、今でも市民の皆様方がもつ郷土を愛する心に連綿と受け継がれ、誇りと深い愛情をもって、地域に根ざす伝統と文化の継承、そして地域に育つ子どもたちへの教育へと注がれています。

将来を担う子どもたちの教育は、厳しい現実の社会の中で、たくましく生き抜く力をはぐくむことが肝要です。そのためには、適度な不自由さの中で、耐性や規範意識を養い、自ら学び、自ら考え、主体的に判断する力を身に付けることが大切です。それを実現するためには、学校教育のみならず、家庭、学校、地域社会、事業者、市が一体となった協働による教育が実践されなければならないことから、平成25年3月に「始良市子育て基本条例」を制定し、それぞれの役割と責任や具体的関わりを示しました。

また、教育は、学齢期の児童生徒のみならず、幼児から高齢者まで、それぞれが自らを日々成長させていく営みであることから、市民一人一人が豊かな人生を築き、あらゆる機会にあらゆる場所で学べる環境づくり、いわゆる生涯学習の推進がなされなければなりません。

そこで、国における諸情勢の変化や教育分野における課題、本年度までの取組に対する本市の現状等を踏まえながら、10年後を見据えたうえで、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする「第2次始良市教育振興基本計画（前期計画）」をここに策定しました。

今回の基本計画の策定にあたっては、第1次計画から引き継ぐ基本理念「^{いにしえ}古から未来への架け橋」の下に、「ふるさとを愛し 未来を切り拓く 心豊かでたくましい人づくり」という基本目標を掲げ、その実現に向けて、今後5年間に集中して取り組む施策として5項目の方向性を設定し、それに基づく35の施策を体系化しました。

今後もこの計画に基づき、市民の皆様方のご理解とご協力を得ながら、家庭、学校、地域社会、事業者、市それぞれの連携を図りつつ、本計画の着実な推進に努めてまいります。

令和4年3月

始良市教育委員会

目 次

○ はじめに

第1章 計画策定の趣旨

I 計画策定の背景と趣旨	1
II 計画の基本的な考え方	2
III 計画期間	2

第2章 始良市の教育の現状と課題

I 学校教育の現状と課題	
1 児童生徒数について	4
2 学力の定着について	5
3 生徒指導について	7
4 心の教育について	8
5 食育について	9
6 体力・運動能力について	10
7 健康教育について	11
8 特別支援教育について	12
9 キャリア教育について	13
10 教育の情報化について	14
11 学校経営の充実と教職員の資質向上について	15
12 学校施設設備について	16
II 社会教育の現状と課題	
1 青少年の健全育成について	17
2 生涯学習の推進について	18
3 図書館サービスについて	19
4 文化芸術の振興について	20
5 文化財の保護と活用について	21
III 市民スポーツの現状と課題	
1 生涯スポーツについて	22
2 競技スポーツについて	23

第3章 10年後を見据えた教育の姿

I 始良市の教育理念	
1 教育理念の具体的内容	24
2 教育理念のサブテーマ	25
II 始良市教育振興基本計画の目標	
1 10年後の具体的な教育の姿	26
2 今後5年間の施策の方向性	30
III 始良市教育振興基本計画の体系	33
IV 「始良市総合計画」と「始良市教育振興基本計画」の関連図	34

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進	
1 家庭の教育力の向上を目指して	35
2 幼児教育の充実を目指して	37
3 道徳教育の充実を目指して	38
4 生徒指導の充実を目指して	39
5 人権教育の充実を目指して	40
6 体験活動、文化活動の充実を目指して	41
7 読書活動の充実を目指して	43
8 食育の推進を目指して	44
9 体力・運動能力の向上を目指して	45
10 健康教育の充実を目指して	46
[計画期間の取組構造図]	47

II	未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力をはぐくむ教育の推進	
1	確かな学力の定着を目指して	48
2	理数教育・外国語教育の充実を目指して	49
3	特別支援教育の充実を目指して	51
4	キャリア教育の充実を目指して	52
5	郷土教育の充実を目指して	53
6	教育の情報化の充実を目指して	54
7	環境教育の充実を目指して	55
8	社会貢献・奉仕の精神をはぐくむ教育の充実を目指して	56
9	国際理解教育の充実を目指して	57
10	消費者教育の充実を目指して	58
	[計画期間の取組構造図]	59
III	児童生徒や保護者、地域社会に信頼され、地域とともにある学校づくりの推進	
1	安全・安心な学校づくりを目指して	60
2	魅力ある学校づくりを目指して	61
3	学校経営の充実を目指して	62
4	教職員の資質向上を目指して	63
5	小規模校・複式教育の充実を目指して	64
6	教育環境の整備・充実を目指して	65
	[計画期間の取組構造図]	66
IV	地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進	
1	地域社会とともに歩む学校づくりを目指して	67
2	地域社会で育てる人づくりを目指して	68
3	地域が支援する明るい家庭づくりを目指して	69
4	地域で築きあげる環境づくりを目指して	70
	[計画期間の取組構造図]	71
V	市民が生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツや文化活動の推進	
1	生涯学習の充実を目指して	72
2	図書館サービスの充実を目指して	73
3	健康な体と心をはぐくむ市民スポーツの推進を目指して	74
4	文化芸術活動の促進を目指して	75
5	郷土の伝統と歴史を活かした文化の醸成を目指して	76
	[計画期間の取組構造図]	77
第5章	計画の推進と目標の実現のために	
I	市長部局との連携・協力	78
II	家庭、学校、地域社会、事業者、市等との連携・協働	78
III	計画の進捗状況の確認	78
○	用語解説	79

第1章 計画策定の趣旨

I 計画策定の背景と趣旨

本市教育委員会は、教育基本法第17条第2項に基づき、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、国の教育振興基本計画、鹿児島県教育振興基本計画を参酌し、平成24年3月に「第1次始良市教育振興基本計画」を策定しました。

この第1次計画では、10年後を見据えた教育分野における目指すべき姿と進むべき方向性を定め、平成24年度から平成28年度までの5年間に取り組むべき施策を前期計画、平成29年度から令和3年度までの5年間に取り組むべき施策を後期計画とし計画的に施策の実現に向けて取り組んできました。

また、国は新たに「第3期教育振興基本計画」を平成30年6月に閣議決定し、2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項として、第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、「超スマート社会(Society5.0)*」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要であり、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組むこととしています。

これを踏まえ鹿児島県は、平成31年2月に「第3期教育振興基本計画」を策定し、今後10年間の基本目標として「夢や希望を実現し未来を担う鹿児島の人づくり～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～」を掲げ、平成31年度からの5年間に取り組む具体的な施策を示しています。

これらのことから、本市教育委員会では第1次計画期間の終了にあたり、国及び県の「第3期教育振興基本計画」を参酌し、第1次計画の成果と課題を踏まえ、引き続き「ふるさとを愛し 未来を切り拓く 心豊かでたくましい人づくり～住みよいまちの教育的風土や歴史・文化を発展的に融合させた活力と魅力ある教育の推進～」を基本目標に、「第2次始良市教育振興基本計画(前期計画)」を策定しました。

【教育基本法抜粋】

(教育振興基本計画)

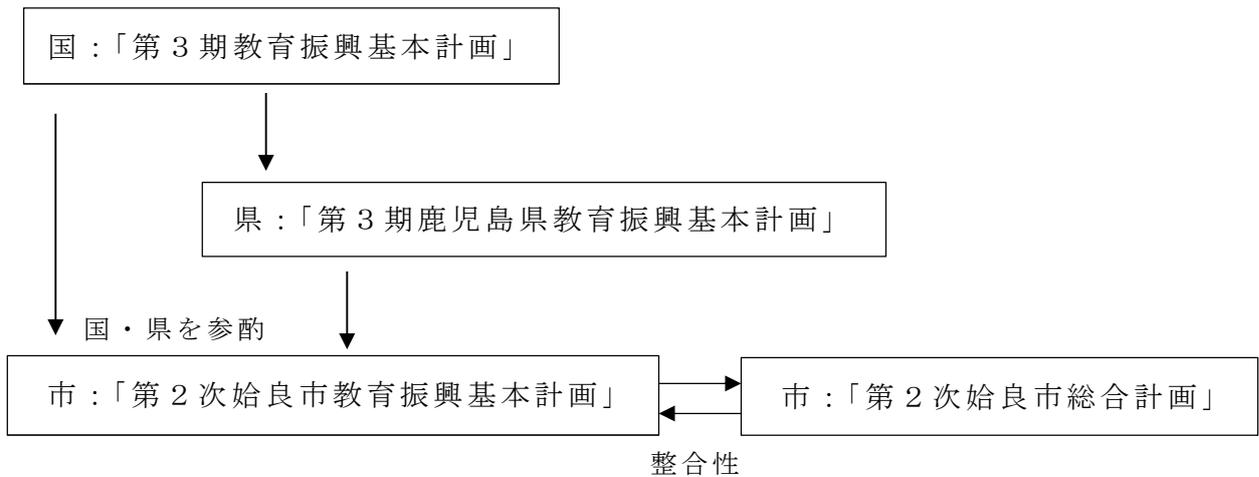
第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

Ⅱ 計画の基本的な考え方

第2次計画は、教育基本法第17条第2項に定める、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、「第2次始良市総合計画」を踏まえ、令和4年度以降の10年後を見据えた本市教育の目指す姿を示し、さらに、その実現に向けて、令和4年度から令和8年度までの5年間に取り組む具体的な施策を体系化して示したものです。

計画の対象とする分野は、学校教育、社会教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術、文化財保護、図書、学校給食などの教育委員会所管事項に関することです。



Ⅲ 計画期間

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13			
国		教育振興基本計画(第2期)					教育振興基本計画(第3期)																
県		教育振興基本計画(第2期)					教育振興基本計画(第3期)																
市	第1次総合計画						第2次総合計画						次期計画										
	第1次始良市教育振興基本計画 (前期計画)						第2次始良市教育振興基本計画 (後期計画)						第2次始良市教育振興基本計画 (前期計画)						第2次始良市教育振興基本計画 (後期計画)				